

新旧対照表

「香川の証券総合取引約款」

(下線部分変更)

新	旧
第5章 株式等振替決済取引	第5章 株式等振替決済取引
第15条の2 権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約	第15条の2 権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約
<p>(1) <u>当社（被フェイル参加者である岡三証券株式会社を含む。以下同じ。）</u>が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しがおこなわれないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の①から⑦に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする事</p> <p>② 上記①のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（上記①のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号③において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</p> <p>③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること</p> <p>④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</p> <p>⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を上記④記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</p> <p>⑦ 上記④及び⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替によ</p>	<p>(1) <u>当社が</u>、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しがおこなわれないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の①から⑦に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする事</p> <p>② 上記①のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（上記①のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号③において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</p> <p>③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること</p> <p>④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</p> <p>⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を上記④記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</p> <p>⑦ 上記④及び⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替によ</p>

り行うこと。また上記⑥の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

(2) ~ (7)

(現行どおり)

第 10 章 投資信託の累積投資取引

第 1 条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。当社は、本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。

なお、当社の取次ぎによる外貨建MMFに係る当該契約は、岡三証券株式会社との間で締結されます。

(附則)

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。ただし、第5章第15条の2は2019年7月16日以降に約定した買付より、第12章第2条は2019年7月16日以降の約定よ適用させていただきます。

2020年2月3日改正

り行うこと。また上記⑥の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

(2) ~ (7)

(省 略)

第 10 章 投資信託の累積投資取引

第 1 条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。当社は、本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。

(附則)

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。ただし、第5章第15条の2は2019年7月16日以降に約定した買付より、第12章第2条は2019年7月16日以降の約定よ適用させていただきます。